〇食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)(抜粋)

(食品表示基準の策定等)

- 第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。
 - 一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項 2~6 [略]

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

(指示等)

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。) が表示されていない食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣(内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣)は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2~8 [略]

(公表)

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、<u>前条の規定による指示</u>又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 〔略〕

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項 又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する 食品(酒類を除く。以下この項において同じ。)に関する表示の適正を確保するため必要があ ると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対 し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件 の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売 の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を 検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3~9 [略]

○食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)(抜粋)

(表示禁止事項)

第二十三条 食品関連事業者は、第十八条、第十九条及び第二十一条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示してはならない。ただし、生産した場所で販売される食品又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡(販売を除く。)される食品にあっては、第五号に掲げる事項については、この限りでない。

一~八 〔略〕

九 前7号に規定するもののほか<u>製品の品質を誤認させるような文字</u>、絵、写真その他の表示 2 [略]

(表示禁止事項)

第二十八条 <u>食品関連事業者が販売する業務用生鮮食品</u>の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。